

平成 23 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 RHトラベラー株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長CEO 周 泰鳳
(JASDAQ・コード9838)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 コーポレート本部長 齋藤 茂
電 話 3-3234-8391

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年1月下旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成24年1月下旬開催予定の本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成23年12月2日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成23年12月2日（木）
- (2) 公告日 平成23年11月17日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.traveler.co.jp/investorinfo/pressrelease.php>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成23年9月15日付け「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できるものとする事により、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項の付された当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の株式について、上場申請は行わない予定です。）等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は会社法に規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更を行うためには、会社法第111条第2項第1号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定し、上記の公告を行うものとなりました。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせ

いたします。

以 上